

豊田都市計画緑化地域の計画書

(豊田市決定)

豊田都市計画緑化地域の決定（豊田市決定）

都市計画緑化地域を次のように決定する。

| 種類 | 面積 | 緑化率の最低限度 | | 備考 |
|------|---------|-------------------|--------|----|
| 緑化地域 | 約 196ha | 建ぺい率が 6/10 の地域 | 1.5/10 | |
| | | 建ぺい率が 8/10 の地域 | 0.5/10 | |

次に該当する建築物については、上記に定める緑化率の規定は適用せず、下記に定める緑化率を適用する。

- 1 建ぺい率が 6/10 の地域において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項の規定により、建ぺい率が 6/10 を超え 8/10 以下となる建築物の緑化率の最低限度は 0.5/10 と定める。
- 2 高度利用地区内にあつては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 3 項（第 2 号チに係る部分に限る。）の規定により定められた建築物の建ぺい率の最高限度とする。当該建ぺい率が 6/10 以下となる建築物の緑化率の最低限度は 1.5/10 と定め、当該建ぺい率が 6/10 を超え 8/10 以下となる建築物の緑化率の最低限度は 0.5/10 と定める。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

（注意事項）

- 1 緑化率は都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。
- 2 建ぺい率は建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建築物の建ぺい率の最高限度とする。

理 由

建築物の敷地内の緑化により、良好な都市環境の形成を促進するため、新たに緑化地域を指定するものである。